



島根県報

平成30年8月7日（火）

号外 第108号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 5

告 示

島根県告示第559号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	186号	浜田市金城町小国イ864番30地先から同番27地先まで	前	メートル 10.90～ 45.50	メートル 600.00	災害防除工事 拡幅
			後	10.90～ 50.00	600.00	
〃	〃	浜田市金城町小国イ985番14地先から同番16地先まで	前	8.10～ 13.60	82.70	災害防除工事 拡幅
			後	12.80～ 96.10	82.70	
県 道	出雲奥出雲線	仁多郡奥出雲町鴨倉1200番4地先から同番1地先まで	前	10.70～ 19.00	67.40	災害防除工事 拡幅
			後	23.90～ 32.80	67.40	
〃	〃	仁多郡奥出雲町河内1527番19地先から同番18地先まで	前	9.90～ 20.20	50.00	災害防除工事 拡幅
			後	22.30～ 30.60	50.00	
〃	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1809番112地先から同地先まで	前	4.20～ 6.50	35.80	災害防除工事 拡幅
			後	13.50～ 18.50	35.80	
		仁多郡奥出雲町河内968	前	12.20～ 14.50	64.00	災害防除工事

〃	吉田奥出雲線	番35地先から同地先まで	後	21.50～ 28.20	64.00		拡幅
〃	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ 1249番内1地先から同 番内10地先まで	前	A 3.19～ 8.03	351.87	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイの設置
		後	A 3.19～ 8.03	351.87			
		B 3.19～ 57.85	352.87				

島根県告示第560号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	斐川出雲大社線	出雲市大社町杵築南 1386番13地先から同町 修理免773番4地先まで	前	メートル 11.80～ 17.90	メートル 247.02	出雲県土整備 事務所	街路工事 拡幅及び減幅
			後	12.00～ 31.52	247.02		
〃	大国馬路停車場線	大田市仁摩町1165番1 地先から同町1156番1 地先まで	前	9.78～ 14.70	44.76	県央県土整備 事務所大田事 業所	災害防除工事 拡幅
			後	9.78～ 25.30	44.76		

島根県告示第561号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅井野長浜線	浜田市櫛田原町475番43地先から同番41地先まで	メートル 145.90	平成30年 8月7日	浜田県土整備事務所	